

令和7年3月に策定した「とよた地域クラブ活動展開プラン（以下「プラン」という。）」の内容について、とよた地域クラブ活動の開始に向け、令和10年度に予定する中間見直し前に、以下のとおり方針を変更する。

1 運営体制

○ 変更の内容

原案	変更案
①運営主体・実施主体 運営主体：豊田市 実施主体：地域学校共働本部	運営・実施主体：豊田市 ※地域学校共働本部は、現地の運営補佐
②地域指導者の所属 地域学校共働本部	豊田市
③無償ボランティアの取扱い 地域サポーター	補助員（謝金辞退） ※地域サポーター廃止

○ 変更理由

- ・ 地域学校共働本部は、市でも中学校でもない独立した任意団体であるため、事故発生時、一定の責任を負うこととなるが、組織の成り立ち上、その責任を果たすことが困難である。
- ・ 運営・実施の主体を豊田市と整理することで、活動の責任主体の一元化を図ることができ、参加することもやその保護者に安全・安心な活動を提供できる。
- ・ 併せて、地域指導者の所属を豊田市に変更することで、地域指導者に起因するトラブルも市の責任のもと、対応できる体制を整える。
- ・ 地域サポーターは、人材バンク登録を経ず、責任主体（市）として管理できないため、人材バンク内で管理可能な補助員に統合し、報酬辞退の補助員として保険加入等、適切に管理する。

2 こどもが加入する傷害・賠償保険

○ 変更内容

原案	変更案
市が一括加入し、保険料は各家庭の負担。	市が一括加入し、保険料も市が負担。

○ 変更理由

- ・ 保護者の負担を減らし、こどもの参加促進を図る。

3 日常的な活動場所

○ 変更内容

原案	変更案
中学校を活動場所の基本としつつも、一般利用を阻害しない範囲でスポーツ施設や交流館等の地域施設の利用も可能とする。	しばらくの間、活動場所は中学校のみとする。

○ 変更理由

- ・ 学校毎に市の会計年度任用職員を配置し、活動中に常駐（コーディネーターでも可）することで、学校単位で安全管理を行うが、校外の活動は安全を管理する体制が整っていない。